

# 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人一心福祉会

男女問わず仕事と生活のバランスのとれた働き方ができる、全ての職員が能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため 次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 12 月 1 日 ~ 令和 12 年 11 月 30 日まで
2. 内容

目標①：計画期間中の対象男性職員の育児休業取得率を 30% とする

<取組内容>令和 7 年 12 月～

- ① 全職員に対して SNS や掲示等により周知、共通理解を図り、取得しやすい環境を構築する。
- ② 各職場にて休業者の応援体制（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当制等）の実施。

目標②：管理職に占める女性労働者の割合を 50% 以上とする。

<取組内容>令和 7 年 12 月～

- ① 女性職員を対象に管理者育成を目的としてスキルアップ研修を行う。
- ② 育児休暇、時短勤務を推奨し仕事と家庭の両立を支援する。

掲載日令和 8 年 2 月 1 日